

○諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程

平成17年8月17日

告示第116号

改正 平成18年6月16日告示第100号

平成19年6月15日告示第117号

平成20年7月4日告示第100号

平成21年6月5日告示第95号

平成22年6月4日告示第92号

平成23年6月9日告示第91号

平成24年6月26日告示第106号

平成25年6月17日告示第63号

平成26年5月21日告示第71号

平成27年7月7日告示第103号

平成27年12月4日告示第135号

平成28年7月19日告示第95号

(目的)

第1条 市は、幼稚園教育の振興に資するため、就園奨励事業を行う私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、諫早市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 世帯 生計を一にしている者の集まりをいう。
- (3) 保育料等 私立幼稚園の入園料及び保育料をいう。
- (4) 就園奨励事業 設置者が私立幼稚園に就園する幼児の保護

者の経済的負担を軽減し、就園を奨励するため保育料等の減免措置を行う事業をいう。

(5) 被監護者等 保護者と生計を一にする者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者に監護される者

イ 保護者に監護されていた者

ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイを除く。）

（平 2 8 告示 9 5 ・ 一部改正）

（補助対象経費等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、設置者が次の各号の区分に応じ、当該各号に定める表の左欄に掲げる幼児の属する世帯の所得の状況による区分ごとに、同表の右欄に掲げる減免限度額の範囲内で幼児ごとに行う保育料等の減免措置に係る減免額の合計額とし、補助額は、当該減免額の合計額に相当する額とする。この場合において、第 1 号に該当する場合の減免限度額は、同号の表又は第 2 号の表のそれぞれの規定により算定した額のうちいずれか多い額とする。

(1) 幼児の属する世帯に小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を有する場合

幼児の属する <u>世帯</u> の <u>所得</u> の状況による区 分	減免限度額	
	第 2 子	第 3 子以降
	小学校 1 年生から 3 年生までの <u>兄</u> 又は <u>姉</u> を 1 人有しており、就園している場合の最年長者	小学校 1 年生から 3 年生までの <u>兄</u> 又は <u>姉</u> を 1 人有しており、同一 <u>世帯</u> から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までに <u>兄</u> 又は <u>姉</u> を

		2人以上有している 場合
生活保護法（昭和25 年法律第144号）の 規定による保護を受 けている世帯	年額 308,000 円	年額 308,000 円
就園奨励事業を行う 年度（以下「事業年度」 という。）に納付すべ き市町村民税が非課 税となる世帯又は事 業年度に納付すべき 市町村民税の所得割 が非課税となる世帯	年額 290,000 円	年額 308,000 円
事業年度に納付すべ き市町村民税の所得 割課税額の合計額（幼 児と同一世帯に属し て生計を一にしてい る父母及びそれ以外 の扶養義務者（家計の 主宰者である場合 に限る。）のうち市町村 民税が課税されてい るすべての者に係る 市町村民税の所得割 の合計額をいう。以下 同じ。）が、77,1 00円（以下「第1基	年額 211,000 円	年額 308,000 円

準額」という。)以下の世帯		
事業年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額の合計額が、第1基準額を超え、211,200円(以下「第2基準額」という。)以下の世帯	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯	年額 154,000円	年額 308,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

幼児の属する世帯の所得の状況による区分	減免限度額		
	第1子	第2子	第3子以降
	1人就園の場合又は同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の幼児
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
事業年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は事業年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円

事業年度に納付すべき <u>市町村民税</u> の所得割課税額の合計額が第1基準額以下の <u>世帯</u>	年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円
事業年度に納付すべき <u>市町村民税</u> の所得割課税額の合計額が第1基準額を超え第2基準額以下の <u>世帯</u>	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の <u>世帯</u>		年額 154,000円	年額 308,000円

2 前項の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合は、その適用前の額とする。

3 年度の中途に入園又は退園した幼児に係る減免限度額は、第1項の表の右欄に掲げる年額を15で除し、その額に当該幼児の在園月数に3を加えた数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

（平18告示100・平19告示117・平20告示100・平21告示95・平22告示92・平23告示91・平24告示106・平25告示63・平26告示71・平27告示103・平28告示95・一部改正）

第3条の2 前条の規定にかかわらず、幼児の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合の減免限度額は、次の表の左欄に掲げる幼児の属する世帯の状況による区分ごとに、同表の右欄に掲げる額とする。

(1) ひとり親世帯等であって、事業年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は事業年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯

(2) ひとり親世帯等であって、事業年度に納付すべき市町村民税

の所得割課税額の合計額が 77, 100 円以下の世帯

(3) 事業年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は  
事業年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯

(4) 事業年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額の合計額  
が 77, 100 円以下の世帯

幼児の属する世帯の状況による区分		減免限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		308,000円	308,000円	308,000円
事業年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は事業年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税の世帯	ひとり親世帯等	308,000円	308,000円	308,000円
	ひとり親世帯等以外	272,000円	290,000円	308,000円
事業年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額の合計額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	217,000円	308,000円	308,000円
	ひとり親世帯等以外	115,200円	211,000円	308,000円

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯をいう。

- ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (2) 第1子 幼児の属する世帯に被監護者等が1人のみの場合において就園している幼児又は被監護者等が2人以上の場合において全員が就園している場合の最年長者
- (3) 第2子 幼児の属する世帯の被監護者等のうち就園している幼児以外の者であって当該幼児より年長である者が1人のみの場合において就園している最年長者又は被監護者等が2人の場合において2人共に就園している場合の最年長者以外の幼児
- (4) 第3子以降 幼児の属する世帯の被監護者等のうち就園している幼児以外の者であって当該幼児より年長である者が1人のみの場合において就園している幼児のうち最年長者以外の幼

児又は被監護者等のうち就園している幼児以外の者であって当該幼児より年長である者が2人以上の場合において就園している幼児

(平28告示95・全改)

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金(変更)交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業計画明細書(様式第3号)
- (3) 保育料等減免措置に関する幼児世帯票(様式第4号)
- (4) 保育料等の額を明らかにした書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる世帯票には、減免措置を行う幼児の属する世帯の事業年度の市町村民税の課税若しくは非課税の証明書又は市町村民税の納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、当該世帯に対して保護を実施する福祉事務所の長が発行した証明書をこれに代えることができる。

(申請書の提出期限)

第5条 申請書の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

(平24告示106・一部改正)

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、保育料等の減免を行ったことを明らかにした書類(様式第5号)を事業年度の翌年度から起算して5年間保管することとする。

(実績報告書に添付すべき書類)

第7条 規則第14条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書(様式第6号)

- (2) 事業実績明細書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（実績報告書の提出期限）

第8条 規則第14条の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。

（平23告示91・平24告示106・一部改正）

（補助金の交付）

第9条 補助金は、概算払の方法により交付することができる。

（平27告示103・一部改正）

附 則

この規程は、平成17年8月17日から施行し、平成17年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成18年告示第100号）

この規程は、平成18年6月16日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成18年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成19年告示第117号）

この規程は、平成19年6月15日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成19年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成20年告示第100号）

この規程は、平成20年7月4日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成20年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成21年告示第95号）

この規程は、平成21年6月5日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成21年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年告示第92号）

この規程は、平成22年6月4日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成22年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年告示第91号）

この規程は、平成23年6月9日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成23年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年告示第106号）

この規程は、平成24年6月26日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成24年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年告示第63号）

この規程は、平成25年6月17日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成25年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成26年告示第71号）

この規程は、平成26年5月21日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成26年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年告示第103号）

この規程は、平成27年7月7日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成27年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年告示第135号）

この規程は、平成27年12月4日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成27年度の就園奨励事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年告示第95号）

この規程は、平成28年7月19日から施行し、改正後の諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成28年度の就

園奨励事業に係る補助金から適用する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

諫早市長 様

住 所

幼稚園の名称

代表者氏名

年度諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付申請書

年度諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金を( 年 月 日諫 第 号による交付決定額を変更して)下記のとおり交付されるよう、諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(内訳) 既決定額 \_\_\_\_\_ 円  
増減額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

(注) 主文の( )内及び交付申請額の内訳は、変更交付申請を行う場合とすること。

様式第2号(第4条関係)

年度諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園

区分	保育料等減免措置 階層区分	減免額	① 補助対象 経費	② 人員	③①×② 補助金交付 申請額
満3 歳児	生活保護世帯				
	市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 非課税世帯				
	市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯				
	市町村民税 所得割課税額 円以上 円以下 の世帯				
	計				
3歳児	生活保護世帯				
	市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 非課税世帯				
	市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯				
	市町村民税 所得割課税額 円以上 円以下 の世帯				
	計				
4歳児	生活保護世帯				
	市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 非課税世帯				
	市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯				

	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円以上 円以下 の世帯				
	計				
5歳児	生活保護世帯				
	市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 非課税世帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円以下の世帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円以上 円以下 の世帯				
	計				
計	生活保護世帯				
	市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 非課税世帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円以下の世帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円以上 円以下 の世帯				
	計				

備考 減免限度額の区分(第1子、第2子、第3子以降)ごとに別葉とすること。



様式第4号(第4条関係)

保育料等減免措置に関する幼児世帯票

年 月 日現在

幼児の状況(就園している幼児について、年長順に記入すること。)																																																		
	名簿番号	フリガナ		生年月日(4/1現在)	性別																																													
		幼児氏名																																																
第1子	—			年 月 日生 歳																																														
第2子	—			年 月 日生 歳																																														
第3子	—			年 月 日生 歳																																														
第4子	—			年 月 日生 歳																																														
幼児の属する世帯の状況 (幼児と生計を一にする者全員について記入してください。ただし上記幼児は記入する必要はありません。) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(フリガナ) 氏名</th> <th rowspan="2">生年月日 (満年齢)</th> <th rowspan="2">性別</th> <th rowspan="2">続柄</th> <th colspan="2">年度市町村民税課税額</th> </tr> <tr> <th>均等割額</th> <th>所得割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>年 月 日生 ( 歳)</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日生 ( 歳)</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日生 ( 歳)</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日生 ( 歳)</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日生 ( 歳)</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日生 ( 歳)</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							(フリガナ) 氏名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	年度市町村民税課税額		均等割額	所得割額		年 月 日生 ( 歳)			円	円		年 月 日生 ( 歳)			円	円		年 月 日生 ( 歳)			円	円		年 月 日生 ( 歳)			円	円		年 月 日生 ( 歳)			円	円		年 月 日生 ( 歳)			円	円
(フリガナ) 氏名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	年度市町村民税課税額																																														
				均等割額	所得割額																																													
	年 月 日生 ( 歳)			円	円																																													
	年 月 日生 ( 歳)			円	円																																													
	年 月 日生 ( 歳)			円	円																																													
	年 月 日生 ( 歳)			円	円																																													
	年 月 日生 ( 歳)			円	円																																													
	年 月 日生 ( 歳)			円	円																																													
ア、イのいずれかに○をしてください。 幼稚園 上記幼児の幼稚園保育料等について <table style="float: right;"> <tr> <td>ア 減免を申請します。</td> </tr> <tr> <td>イ 減免を辞退します。</td> </tr> </table>							ア 減免を申請します。	イ 減免を辞退します。																																										
ア 減免を申請します。																																																		
イ 減免を辞退します。																																																		
保護者	住所 諫早市	町番	番地 番号	氏名	TEL ( — )																																													
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明いたします。 幼稚園長又は設置者 諫早市長 様																																																		
市町村民税課税額については、上記のとおり相違ありません。 年 月 日 市町村長																																																		

様式第5号(第6条関係)

保 育 料 等 の 減 免 に つ い て

保護者氏名

㊟

幼児 〃 に係る入園料、保育料について 〃 円の減免を受けたことを  
確認いたします。

年 月 日

幼稚園

代表者

様

様式第6号(第7条関係)

年度諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

幼稚園

保育料等減免措置置 階 層 区 分	㉠ 補 助 対 象 経 費	㉡ 人 員 (名)	㉢(㉠×㉡) 補 助 金 の 額	㉣ 補 助 金 交 付 決 定 額	㉤ - ㉢ 返 納 額
生活保護世帯					
市町村民税非課税 世帯及び市町村民 税所得割非課税世 帯					
市町村民税所得割 課 税 額 円以下 の世帯					
市町村民税所得割 課 税 額 円以上 円以下 の世帯					
合 計					

備考 減免限度額の区分(第1子、第2子、第3子以降)ごとに別葉とすること。

様式第 1 号 (第 4 条 関係)

様式第 2 号 (第 4 条 関係)

(平 2 2 告示 9 2 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条 ・ 第 7 条 関係)

様式第 4 号 (第 4 条 関係)

(平 2 0 告示 1 0 0 ・ 一部改正)

様式第 5 号 (第 6 条 関係)

様式第 6 号 (第 7 条 関係)

(平 2 2 告示 9 2 ・ 一部改正)